

新規就農者育成総合対策

【令和6年度予算概算決定額 12,124（10,603）百万円】
（令和5年度補正予算額 3,500百万円）

＜対策のポイント＞

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による**研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート**等の取組を支援します。また、**就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付**、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、農業者のリ・スキリング機会の充実、就農相談会の開催**等の取組を支援します。

＜政策目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の全体像＞



1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入**を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。
- ③ **雇用元の農業法人等**に対して、資金を交付します。

3. サポート体制の充実、人材の呼び込み、農業教育・リ・スキリングの充実への支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な**研修農場の整備**、地域における**就農相談員**の設置、**先輩農業者**による新規就農者への技術面等のサポート、**社会人向け農業研修の実施**等を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 農業者の**リ・スキリング機会の充実**のため、**スマート農業等の新たな技術を学び直す研修**を支援します。
- ④ インターンシップ、就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

（令和5年度補正予算）新規就農者確保緊急円滑化対策

就農前後の資金面、就農後の初期投資の促進や教育環境の整備等を支援します。

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）

対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）

支援額：補助対象事業費上限1,000万円（2①の交付対象者は上限500万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4）

2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5

×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5

×最長2年間

補助率：国10/10

③ 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

3. サポート体制の充実、人材の呼び込み、農業教育・リ・スキリングの充実への支援

① サポート体制構築事業※1

- ・研修農場の整備に必要な機械・施設の導入
- ・就農相談員：資金・生活面等の相談
- ・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導
- ・社会人が働きながら受講できる研修の実施

② 農業教育高度化事業

- 農業大学校・農業高校等における
- ・農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・現場実習や出前授業の実施
- ・有機農業の専攻・科目の設置や有機JASの取得 等

③ 農業者キャリアアップ支援事業

- ・都道府県におけるスマート農業や有機農業等の研修モデルの構築・実施

④ 農業人材確保推進事業

- インターンシップ、就農相談会の開催、農業の魅力発信 等

※1 取組計画に応じた事業採択方式

※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象

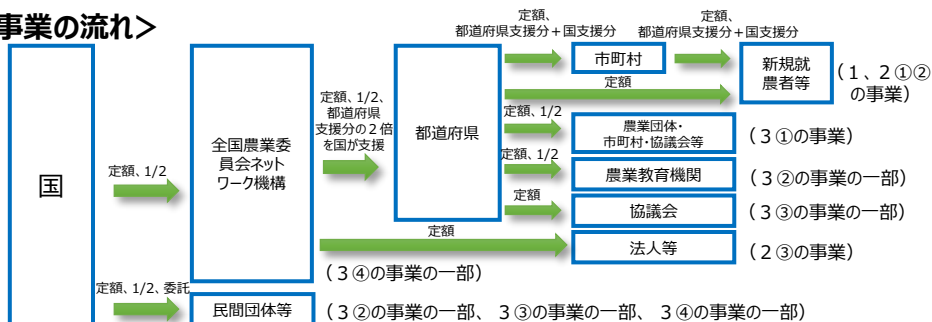
※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象

※4 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】経営局就農・女性課（03-3502-6469）

＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞
新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

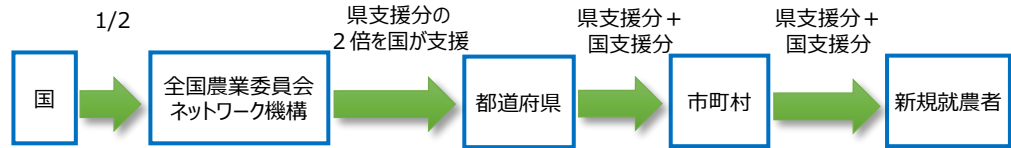
＜事業目標＞
40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

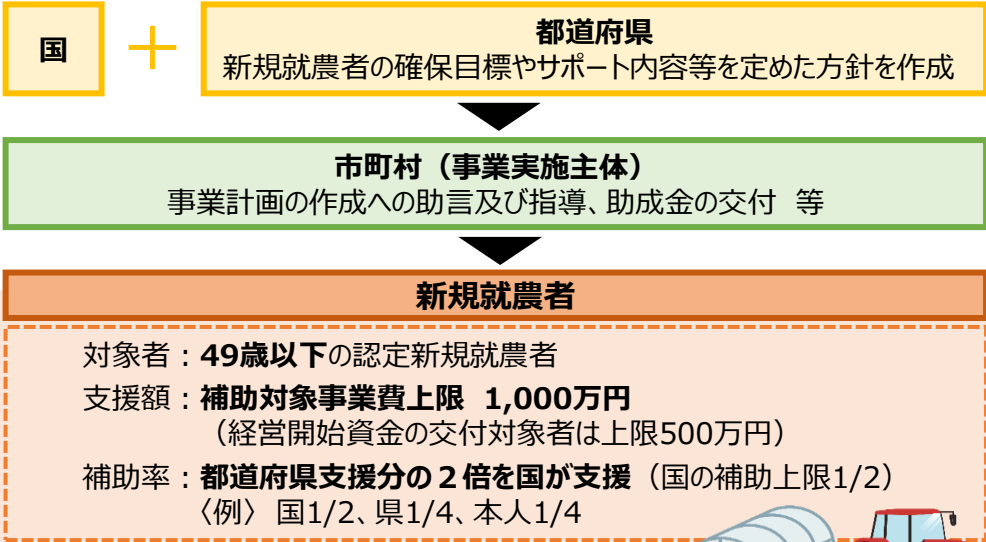
就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。（補助対象事業費上限1,000万円（国の補助上限1/2））

・取組計画に応じた事業採択方式

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



- 主な交付要件：
- 1 独立・自営就農する認定新規就農者であること（令和5年度以降が対象）
 - 2 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
 - 3 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
 - 4 本人負担分について金融機関から融資を受けていること



新規就農者育成総合対策のうち
就農準備資金・経営開始資金

【令和6年度予算概算決定額 12,124（10,603）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生**に**資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月（150万円/年）**^{注1}を最長**2年間**

交付主体：・市町村

- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

＜主な交付要件＞

- 1 **独立・自営就農**^{※1}、**雇用就農**又は**親元就農**^{※2}を目指すこと
※1 **就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者**になること
※2 **就農後5年以内に経営を継承**すること（法人の場合は共同経営者になること）
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- 2 都道府県等が認めた研修機関等^{注2}で**概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上**研修を受けること
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 4 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること
- 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

- ① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。
② 以下の場合は返還となります。
・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者**に**資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月（150万円/年）**^{注1}を最長**3年間**

交付主体：市町村

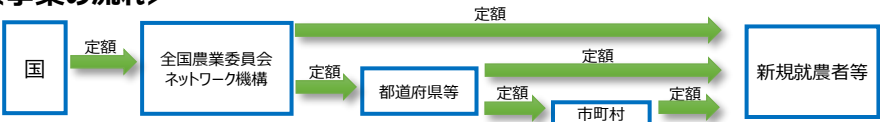
※市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を策定**

＜主な交付要件＞

- 1 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること
- 2 経営開始5年後までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
- 3 経営を継承する場合、**新規参入者と同等の経営リスク**（新規作目の導入など）を負っていると市町村長に認められること
- 4 **目標地図又は人・農地プラン**に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

- ① 以下の場合は、交付停止となります。
・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
・適切な経営を行っていない場合 等
② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

＜事業の流れ＞



注1：支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制
注2：就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.jp）に研修計画等を登録していること

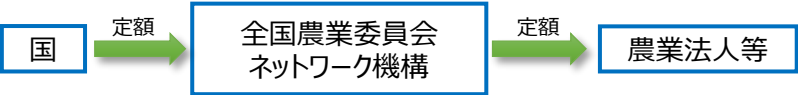
【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

新規就農者育成総合対策のうち
雇用就農資金

【令和6年度予算概算決定額 12,124（10,603）百万円の内数】

<対策のポイント>
雇用就農者の確保・育成を推進するため、農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付します。また、農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために実施する派遣研修を支援します。

<事業目標>
40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 雇用就農者育成・独立支援タイプ 農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付※1,2。(年間最大60万円、最長4年間) 2. 新法人設立支援タイプ 農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付※1,2。 (年間最大120万円、最長4年間（3年目以降は年間最大60万円）) 3. 次世代経営者育成支援タイプ 農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人へ派遣して実施する研修にかかる経費を助成。 (月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間) <事業の流れ> 	○ 雇用就農者育成・独立支援タイプ／新法人設立支援タイプ <農業法人等の主な要件> 1 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可） 2 労働環境の改善※3に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと 3 過去5年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること 4 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.JP）に掲載していること <新規雇用就農者の主な要件> 1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する49歳以下の者であること 2 支援開始時点で、正社員として採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること 3 過去の農業就業期間が5年以内であること ○ 次世代経営者育成支援タイプ <派遣元農業法人等の主な要件> ・ 派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用すること <派遣研修生の主な要件> ・ 原則55歳未満の者であること

※1 新規雇用就農者の増加分が対象
※2 就農希望者が多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は年間最大15万円を加算
※3 休憩・休日・有給休暇の確保等に加え、①年間総労働時間の就業規則等への規定、②人材育成及び評価の仕組みの整備、③男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備のいずれか1つ以上を実施

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-6744-2162）

新規就農者育成総合対策のうち
サポート体制構築事業

【令和6年度予算概算決定額 12,124（10,603）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、地域における就農相談体制の整備、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備、先輩農業者等による新規就農者の技術面等のサポートに加え、社会人向けの農業研修の実施を支援します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

1. 就農相談体制の整備

就農希望者及び新規就農者に対する資金調達・生活面等の相談窓口となる、地域における就農相談員の設置等を支援します。

2. 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な機械・設備の導入、施設整備等を支援します。

3. 先輩農業者等による技術面等のサポート

先輩農業者等の就農支援員による新規就農者の技術面や販路確保等のサポート活動や講習会の実施等を支援します。

4. 社会人向けの農業研修の実施

農業への人材の呼び込みを図るため、他産業に従事する社会人が働きながら受講できる農業研修の実施を支援します。

＜事業実施主体＞

市町村、協議会、民間団体（農業協同組合、会社法人等）等

※1 サポート体制計画の策定により、市町村、農業委員会等の関係機関や農業者等を含めた新規就農のサポート体制が構築されていることが要件
（サポート体制には技術・営農指導、農地確保支援、資金相談、生活に係る4分野について担当機関が参画することが必須）

※2 市町村以外が事業実施主体となる場合は、市町村と十分な連携が行われていることが要件

＜事業の流れ＞

国

定額

全国農業委員会ネットワーク機構

1/2

都道府県

1/2

市町村、協議会、民間団体等

(1~3の事業)

(4の事業)

【お問い合わせ先】（1の事業） 経営局就農・女性課（03-3502-6469）
（2・3・4の事業）（03-6744-2160）

＜事業イメージ＞

1. 就農相談体制の整備

地域の新規就農サポート体制

＜支援内容＞

- ・就農相談員による就農希望者等の相談対応
- ・サポート体制構成員による定期的な連絡会議の開催 等
- ・補助率：1/2、上限：100万円/1地区

2. 研修農場の整備

＜支援内容＞

- ・研修に必要な機械・設備の導入、施設の整備等（例：ハウス、トラクター、管理機、果樹棚 等（研修終了後は、新規就農者へのリースも可））
- ・補助率：1/2

3. 先輩農業者等による技術面等のサポート

＜支援内容＞

- ・就農支援員による新規就農者への技術・販路確保等の指導・助言活動
- ・新規就農者向けの研修会の開催 等
- ・補助率：1/2、上限：100万円/1地区

4. 社会人向けの農業研修の実施

＜支援内容＞

- ・週末開催やオンラインなど、社会人が働きながら受講できる農業研修（3～6ヶ月程度）の実施
- ※時期等の異なる複数の研修コースを実施可能
- ・補助率：定額、上限：300万円／1地区

新規就農者育成総合対策のうち
農業教育高度化事業

【令和6年度予算概算決定額 12,124（10,603）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農業大学校、農業高校等における農業機械・設備の導入、海外研修、スマート農業等のカリキュラム強化、現場実習、出前授業の実施等を支援します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

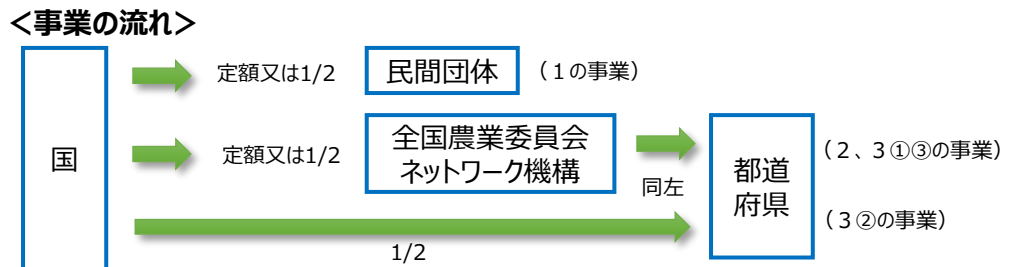
＜事業イメージ＞

1. 全国事業
- 民間団体による以下の取組を支援します。
- 農業教育機関の指導者、学生等の能力向上に資する研修の実施（定額）
 - 民間団体が運営する農業教育機関の教育高度化の取組（定額又は1/2）
 - 国際的な農業人材育成のための取組（定額）
2. 都道府県事業
- 各都道府県が作成する農業教育高度化プランに位置づけられた農業大学校・農業高校等の農業教育機関の農業教育の高度化・充実のための取組を支援します。
- ＜取組例＞
- スマート農業、環境配慮型農業等の教育カリキュラムの強化（定額）
 - 研修用農業機械・設備の導入（リースを含む）、ICT環境の整備（1/2以内）
 - 現場実習や出前授業等、若者の就農意欲を高める取組（定額）

3. （令和5年度補正予算）
- 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業
- 農業大学校・農業高校等における以下の取組を支援します。
- ① 農業用機械・設備の導入、無線LAN等のICT環境の整備（1/2以内）

② 有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組（グリーン教育推進）（定額）

③ 技術習得等に必要となる研修施設等の整備（1/2以内）



（補正予算）農業教育環境整備事業

①スマート農業機械等の導入

ドローン

自動操舵システム

水管理システム

無線LAN、タブレット

②グリーン教育推進

有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組をパッケージで支援
（補助上限1,500万円/1都道府県）

（取組例）

- ・有機実習ほ場の設置
- ・研修用機械・設備の導入
- ・指導者の確保・育成
- ・教育コンテンツの作成
- ・有機JAS講習会の受講 等

③研修施設等の整備

農業用ハウス

畜舎

講義室

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 （03-6744-2160）

新規就農者育成総合対策のうち
農業者キャリアアップ支援事業

【令和6年度予算概算決定額 12,124（10,603）百万円の内数】

<対策のポイント>

農業分野において、リ・スキリングによるスキルの獲得・向上を通じて、デジタル・グリーン等の様々な経営課題に対応できる人材育成を図るため、現役農業者がスマート農業や有機農業等の新たな技術を学び直すことができる研修モデルの構築・実施を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

都道府県・JA・民間企業等の関係機関が連携して、現役農業者が農閑期や夜間にスマート農業や有機農業などの新たな技術を学び直すことができる研修モデルを構築・実施する取組を支援します。

【補助率：定額（上限3,500万円※/1都道府県）
※継続地区は2,000万円定額】

○ 支援対象となる取組の例：

- ・ 推進会議の開催
- ・ 農業用機械・設備の導入（リース・レンタル含む）、農業用ハウスのリノベーション
- ・ 農機メーカー、先進農家等の外部講師による講義・実習
- ・ 研修ほ場の設置
- ・ 研修コンテンツの作成・配信
- ・ 各産地における出前講座の実施 等

<事業の流れ>

国

定額

全国農業委員会ネットワーク機構

定額

都道府県

定額

協議会

<事業イメージ>

関係機関の連携の下、新たな技術の習得に向けた研修計画を作成

<協議会※>

都道府県

- ・ 農業大学校
- ・ 普及指導センター
- ・ 試験場 等

民間企業等

- ・ 農機メーカー
- ・ サービス事業者
- ・ 大学 等

産地

- ・ JA
- ・ 市町村
- ・ 先進農業者 等

農業者キャリアアップ計画

- ・ 地域農業の現状と目指す姿
- ・ 農業経営体の育成方針
- ・ 成果目標
- ・ テーマ別研修計画

<研修テーマ>

- ①スマート農業
- ②環境と調和のとれた農業
- ③農業経営 等

※ 2つ以上のテーマを選択

※ 3つ以上の者（都道府県は必須）が構成員となる場合は、都道府県を事業実施主体とすることも可能

体系的な研修の実施

研修計画に基づき、体系的な研修を実施

○耕起から収穫までの一連のスマート農業技術研修

耕起・整地

田植

水管理

農薬散布

生育管理

収穫

自動操舵システム

直進アシスト付き田植機

水管理システム

ドローン

リモートセンシング

高性能コンバイン

○有機農業研修

○産地での出前講座

○オンライン講座

デジタル・グリーン分野の人材を育成

新規就農者育成総合対策のうち
農業人材確保推進事業

【令和6年度予算概算決定額 12,124（10,603）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農業に従事する人材の確保・定着を図るため、**新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催、農業インターンシップ**等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

1. 新規就農相談・情報発信

各地域における就農支援策の紹介等、就農に関する情報を一元的に集約したポータルサイト「**農業をはじめる.JP**」による**就農希望者への情報発信**を支援します。
また、**全国段階における新規就農相談活動**及び就農相談から就農、定着、経営発展を支援するための**全国データベースの管理、運営**を支援します。

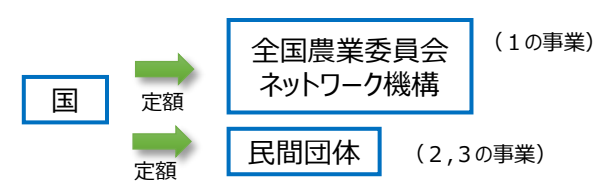
2. 就農相談会実施

就農希望者と産地・農業法人等とのマッチングを促すため、大都市での**就農相談会の開催**を支援します。

3. 農業インターンシップ支援

就農希望者が自らの農業適性を確認するため、**短期間の農業就業体験の実施**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

＜新規就農相談・情報発信＞

全国段階の相談窓口やWebでの就農相談・情報の収集・発信、全国データベースの管理・運営



＜就農相談会実施＞

東京・大阪での就農相談会（新・農業人フェア）の開催



＜農業インターンシップ支援＞

農業法人等で実際に農作業することで、仕事としての農業を体験する場を提供



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）